平成２４年（フ）第９９号
宮城県大崎市古川金五輪１丁目８番11号　エステートいなば102号
破産者　今野　良男
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
宮城県遠田郡涌谷町字北田165番地12
破産者　荒井　雅臣
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
宮城県宮城郡松島町磯崎字長田80番地の22　コーポ木村Ｂ棟202号、開始決定時の住所宮城県大崎市鹿島台木間塚字野口413番地
破産者　木村百合子（開始決定時の姓阿部）
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
山形県寒河江市大字柴橋861番地
破産者　角田　力也
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３９号
群馬県高崎市上中居町754番地１　吉井コーポ第２―102号
破産者　木暮　　吏
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７３０号
愛知県清須市西枇杷島町城並３丁目16番地１　チサンマンション小田井204、開始決定時の住所愛知県清須市西枇杷島町小田井２丁目11番地９　ヴェル・ドミールⅢ101
破産者　久納　　靖
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５２号
名古屋市西区宝地町185番地　宝地ハイツ303号
破産者　奥村　茂昭（旧姓野田）
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５６７号
名古屋市緑区滝ノ水４丁目503番地　宝マンション滝ノ水407号
破産者　清水　正子
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９３３号
名古屋市北区若鶴町184番地　リベール若鶴Ｂ棟101号
破産者　田口　靖弘
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１２２号
名古屋市千種区若水２丁目３番13号　サンマンション千種公園Ｂ―701
破産者　杉山　　稔
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２３３号
愛知県日進市岩崎町芦廻間112番地604　プリズムコートスペースＢ
破産者　出下　　淳
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４０７号
名古屋市北区楠味鋺４丁目2216番地　市営東あじま荘１棟305号
破産者　田口　弘男
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５６０号
兵庫県加古川市加古川町中津257番地の１
破産者　井上　　登
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８１４号
大阪府岸和田市真上町350番地の１
破産者　金本　文昭
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８９７号
奈良県生駒市東生駒４丁目398番地125
破産者　松田　桂一
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２８２号
大阪府吹田市青山台４丁目８番７号
破産者　松下　浩久
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９６４号
大阪市北区西天満５―12―８　みそのビル405、住民票上の住所大阪府吹田市新芦屋上４番７―406号
破産者　エムアンドケイ音工房こと　片岡　雅好
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７０９号
大阪市西成区鶴見橋３丁目５番25号
破産者　矢野　貴史
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部